

議案第49号

専決処分の承認を求めるについて

富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成29年5月30日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が平成29年3月31日付で公布されたことに伴い、富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出します。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成29年3月31日

富士見市長 星野光弘 印

## 富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例

富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第3項とし、附則中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第10項から第14項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第15項中「附則第5項及び第7項」を「附則第4項及び第6項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第4項及び第7項」に、「附則第6項、第8項及び第9項」を「附則第5項、第7項及び第8項」に、「附則第8項から第10項まで」を「附則第7項から第9項まで」に、「附則第10項」を「附則第9項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第12項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第16項中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改め、同項を附則第15項とする。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の富士見市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による改正

前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。